

## 障害者手帳をお持ちの皆様へ

千葉市教育委員会では障害者手帳をお持ちの方の講師登録を受け付けています。

対 象 者：・障害者手帳をお持ちの方で講師（養護教諭、事務職員、栄養職員を含む）としての勤務をご希望の方。

登録条件：・教員免許状をお持ちの方。（栄養職員は栄養士の資格をお持ちの方、事務職員は資格不要です。）  
・学校勤務が可能な方。（詳しくはお問い合わせください。）

登録方法：・ホームページの講師登録申請書を千葉市教育委員会教育総務部教育職員課人事班までお送りください。メール、郵送どちらでも結構です。その際申請書の「自分の特徴その他(自由記載)」欄に障害区分及び等級をお書きください。（登録は2年間有効です。）

登 録 後：・面接を実施します。その結果派遣可能になり、なおかつ講師を必要としている学校がある場合は勤務していただきます。

勤 務 地：・千葉市内の小・中・特別支援学校。（千葉市教育委員会事務局の場合もあります。）

※ 派遣期間、勤務条件（常勤・非常勤）等は面接の時、直接お問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

千葉市教育委員会教育総務部  
教育職員課 人事班

TEL 043-245-5931

FAX 043-245-5987